

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

(開催要領)

- 1 日時 平成27年9月10日（木）14:26～14:40
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

秦 康之 環境省水・大気環境局土壤環境課課長
青竹 寛子 環境省水・大気環境局土壤環境課課長補佐
市川 典 環境省水・大気環境局土壤環境課係長
水嶋 周一 環境省水・大気環境局総務課係長
戸田 健太朗 環境省水・大気環境局土壤環境課環境専門員
小俵 大明 環境省水・大気環境局土壤環境課係員

<事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進室長
川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 自然由来の汚染土壤の取り扱いに関する新たな仕組みの構築について
 - 3 閉会
-

○藤原次長 続きまして、自然由来の汚染土壤の取り扱いに関する新たな仕組みということで、これも成長戦略の⑩番にございます。

成長戦略策定時期に、環境省の方々とも御議論させていただきまして、これは、当時、規制改革会議のほうでも議論があって、全国措置としても書かれておるのですが、それを一步進めた形で、特区で記載したというところまでの議論で成長戦略がでております。

その後、どういった形で制度設計にし、これを事業化につなげていくかというところについて、まだ、議論は一切行われておりませんので、ちょっと時間がたってしまったのですが、2カ月ほどたったこの時点で、議論を詰めてまいりたいと思います。

総理のほうからは、法律にかかるものは、年内に措置を必ずすべきだということで、お話をいただいておりますので、まずは、制度化ということだと思いますが、その点につきまして、きょうは、意見交換をしていただければと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 本日は、お忙しいところを、お越しくださいまして、どうもありがとうございます。

それでは、その後の検討の状況について、御説明をお願いいたします。

○秦課長 すみません、公開、非公開については、どういう取り扱いに。

○八田座長 基本的に、この会議は公開です。それで、もし、十分理由があれば、非公開にする場合もあります。何か理由がありますか。

○秦課長 検討途中の内容も入っておりますので、そこにかかわる部分については非公開ということでおろしいでしょうか。

○八田座長 通常、私どもが非公開にするケースの第一は、特定の事業者の情報を開示してしまうことになるから、それはまずいという場合です。

第二は、条文をどうするかという最後の折衝のとき、公開すると思い切ったことが言えないでどうから非公開にする場合があります。そういうことが主なのですね。

検討中のものは、公開しています。大体全て検討中です。

公開する理由は何かというと、要するに、世間に役所側の議論を全部見てもらおうというものです。この議論は成り立つのだろうかということを評価してもらおうということが一つです。さらには、我々の議論も世間にさらして、とんでもない議論を我々がしないようにという目的もありますね。このような理由で、原則公開ということにしています。

○秦課長 では、後で、どうしてもこの部分はというところがあれば、また、お話を聞いていただければと思うのですけれども。

○八田座長 この部分はということがあったら、それは、御相談にのります。

○秦課長 では、原則公開で、一部ものによっては非公開にする部分もあるということでおろしいでしょうか。

○八田座長 はい。

○秦課長 では、レジュメに沿って御説明をさせていただきたいと思います。

自然由来の土壤汚染に関しては、日本再興戦略の中で、このような形で閣議決定をしたということでございます。おさらいでございますけれども、下の3行ほどです。「全国的な措置の実施に先駆けて、短期間で可能なものについては、早期に特区において試行的に開始と、その結果を全国に反映と、こういう形で閣議決定をしたところでございます。

3ページ目から、少し現行の制度概略をお話し申し上げますけれども、まず、自然由来

の土壤汚染の判断についてでございますけれども、3つのステップがございまして、まず、第一に、地歴調査と申しまして、その土地の、こういう工場に使われていたとか、そういった履歴ですね。まず、これを調査しましょう。

第2ステップといたしまして、専ら自然由来の土壤汚染のおそれがある土地の場合は、実際にボーリング等をして調査をしてもらうと。

3番目に、そういった地歴調査あるいは特例調査の結果を踏まえて、自然由来特例区域への該当性の判断をすると。こういった3つのステップによって行われておるところでございます。

次の4ページ目から、それぞれの調査につきまして、やや詳しく記載をしておるところでございます。

まず、第一ステップの地歴調査でございますけれども、2行目あたりから、土地の利用の状況に関する情報ですとか、あるいは、その場所で有害物質が埋設されたり、あるいは使用されたり、貯蔵されたりとしたことがあるかといったようなことを情報収集いたします。

後段でございますけれども、そういう人為的な原因が確認できないと、なおかつ、地質的に同じような状態で、広く存在しているというような場所については、自然由来の汚染がある可能性が高いということで、特例調査を行うというところに移ってまいります。

その特例調査というのが、次の5ページの②のところでございます。

通常、下のほうに表がございますけれども、通常の土壤汚染状況調査ですと、10メートル格子に1カ所穴を掘って調査をしましょうということなのですけれども、自然由来の土壤汚染地の場合は、900メートル四方ごとに2点ということですね。これは、広く存在しているということで、そんなに頻繁に打ち込まなくてもいいだろうということで、このような調査をした上で、続きまして、6ページ目の第3のステップでございますけれども、こういった以上の地歴あるいは特例調査の結果を勘案して、都道府県または政令市において該当性の判断を行うと。

それで、2つ目のポツのところに、3つの観点からというのがありますけれども、特定有害物質の種類、人工性の物質なのか、自然にある物質なのかと。

それから、2点目に、含有量が、そんなに大きいのか、あるいは比較的小さいのかといったようなこと。

3点目に、先ほど申し上げているように、広く分布しているかどうかといったような観点から検討を行いまして、これらの条件を満たせば、自然由来特例区域ということで、都道府県・政令市において判断がなされるということになっております。

次の7ページが、区域の指定数でございますけれども、自然由来特例区域という制度自体が、比較的新しい制度でございますので、件数的には、まだ80件と少ないのでけれども、増加傾向にございます。

次の8ページあたりから、いよいよ本論に入ってまいるわけでございますけれども、こ

の自然由来特例区域というところに指定をされた場合に、この区域内で掘削をするということに関しては、特段制限がかかっているわけではないのですけれども、この土地から外に土地を持ち出すというときには、1つ目の囲みにございますように、汚染土壌処理施設、処理施設に持つていかなければいけないというつくりになっております。

ただしということで、2つ目の囲いで、こういった自然由来特例区域であっても、汚染されていない土壌あるいは基準値以下の土壌が存在する可能性がございます。

それは、汚染されている土が斑状に存在していたりとか、あるいは基準値を少し上回っている、ちょっと離れると下回っているといったように基準値の前後で、濃度が少しずつ違っていると、そういった場合もございまして、そういったことも勘案して、認定調査という、出す前に測ってもらって、それで、きれいな土であるということが証明できれば、処理施設へ持つていかなくても、自由に流通していいと、そういう認定調査という制度を設けております。

それで、この認定調査、一番下の囲みですね。認定調査で調査を行って、25種類、これは土壌汚染対策法で対象にしている物質全てというふうになるのですけれども、この25種類について基準に適合しているということがわかった土については、処理施設における処理は不要と、自由流通していいと、こういったつくりになっております。

ところで、9ページに移りますけれども、これについて、産業界あるいは自治体から御要望がございまして、この認定調査について、全ての物質を測れというのは厳しいのではないだろうかといった声でございます。

それで、現在、白ということで自由流通ということを前提にしているものですから、全ての物質について測ってくださいという制度設計になっているのですけれども、例えば、この土地はヒ素で汚染されているということで、自然由来特例区域になっていますということであれば、ヒ素だけ測ればいいではないかと、そういう意味での御意見でございます。25物質全部測らなくても、ヒ素ならヒ素だけ測ればいいではないかと、あるいはフッ素ならフッ素だけ測ればいいではないかと、こういった緩和の要望が産業界、それから、下の囲みは自治体なのですけれども、自治体のほうからも出てきておるところでございます。

ということを踏まえまして、10ページ、私どもの考えている方向性といたしまして、この25種類の物質全てを搬出の際に測るということではなくて、自然由来汚染が認められた物質のみ、先ほどで言いますと、ヒ素ならヒ素とか、フッ素ならフッ素といった、そういう物質のみを対象として、それのみ測ってクリアしていれば、それで自由流通していいといったような形での制度設計を行えないだろうかと、これを、まず、特区のほうで先行的に実施をしてみて、特段問題ないようであれば、全国のほうにも拡大していくということで、現在、考えておるところでございます。

私の方からは、以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から、御質問、御意見はございませんでしょうか。

○原委員 制度化の御予定は、いつですか。

○秦課長 これに関しては、それほど、科学的、技術的に詰めなければいけないような要素も余りないかなと思っていまして、こういう内容でよろしいということであれば、かなり早目にはできるかなと、年内のトラックに間に合わせることも可能かなと思っております。

ただ、自然由来特例区域になった後に、実は、また工場を建てて何かちょっとやっていますとか、そういうケースが、余りないとは思うのですけれども、そういう場合に備えて、ある程度、もし、地歴があった場合は、どういう対応をするかとか、そういう手続上、少し詰めなければいけない部分はあるかなと思うのですけれども、技術的に詰める部分は、そんなにないかなと思いますので、そんなにお時間をいただくほどのものではないかなと思います。

○八田座長 法律が変わるのでですか。

○秦課長 これは、省令で対応可能でございます。

○藤原次長 今、秦さんからお話がありましたが、今、環境省さんのお話もございましたけれども、スケジュールをきちんと御認識の上で、できるだけ早くということだと思いますので、省令改正に向けた具体的な議論に入らせていただくということかと思います。

大体どのぐらいのイメージで、もう9月なのですけれども、もう早速という感じでよろしいのでしょうか。

○秦課長 総理の御発言にも年内ということがあります。一応、それを意識して、スケジュールにしていきたいと思っております。

○藤原次長 事業者の方々も、大変お待ちの方もいらっしゃいますので、そこは、当面、できるだけ早いスケジュールでということでやらせていただこうと思います。

○八田座長 ほかにございませんか。

では、きょうはお忙しいところお越しくださいまして、どうもありがとうございました。